

富津市地域包括支援センター運營業務  
受託法人公募要項

令和7年10月

富津市健康福祉部介護福祉課

## 目次

### 第1章 募集の概要

1	募集の趣旨	1
2	業務内容	1
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	
	(2) 包括的支援事業	
	(3) 任意事業	
	(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
	(5) 指定介護予防支援事業	
	(6) その他の業務	
3	委託期間	2
4	募集圏域	2
5	センターの名称	3
6	高齢者人口	3
7	人員配置	3
8	設置場所、設備等	4

### 第2章 応募について

1	応募要件	5
	(1) 基本事項	
	(2) 個別事項	
2	実施スケジュール	6
3	応募方法	6
	(1) 申請書様式等の配布	
	(2) 参加表明書の提出	
	(3) 参加資格確認結果の通知	
	(4) 技術提案書の受付	
	(5) 提出部数	
	(6) 提出方法	
	(7) 提出場所	
	(8) 提出書類作成に当たっての留意事項	
4	公募説明会	8
5	質問事項	9
6	応募の抹消	9

### 第3章 運営経費等について

1	地域支援事業	10
	(1) 委託料	
	(2) 委託料の支払い	
2	指定介護予防支援事業	9

### 第4章 受託候補法人の選考について

1	選考について	11
---	--------	----

2	選考方法	11
	(1) 書類審査	
	(2) 提案審査	
3	審査項目	12
4	選考結果	12
<b>第5章</b>	<b>その他の留意事項</b>	
1	費用負担	13
2	応募書類の取扱い	13
3	業務の引継ぎ	13
4	受託候補法人との協議及び契約	13
5	その他	13

## 第1章 募集の概要

### 1 募集の趣旨

富津市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定に基づき、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するに当たり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を市内の3日常生活圏域（※1）に各1か所設置するため、その運営業務を受託する法人を募集します。

（※1） 「日常生活圏域」とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を考慮して設定された区域です。富津市においては、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの日常生活圏域（以下「圏域」という。）を介護保険事業計画で設定しています。

### 2 業務内容

センターの業務内容は、次に掲げるとおりとし、介護保険法その他センターの業務に関連する法令等（※2）に定められたものを実施します。

（1） 介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項関係）

- ① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- ② 一般介護予防事業
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 地域介護予防活動支援事業

（2） 包括的支援事業（介護保険法第115条の46第1項、第115条の48関係）

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- ⑤ 地域ケア会議（個別会議及び推進会議）の開催
- ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業
- ⑦ 生活支援体制整備事業
- ⑧ 認知症総合支援事業

（3） 任意事業（介護保険法第115条の45第3項関係）

認知症サポーター等養成事業

（4） 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項関係）

（5） 指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項関係）

（6） 被災者等に係る相談支援

（7） 感染症対策等に関する情報収集及び市民への情報提供

（8） その他の業務

- ① センターの業務に係る会議及び研修会への出席

- ② 認知症対応型共同生活介護事業所等が主催する運営推進会議への出席
- ③ 地域の団体等からの求めによる会議等の出席
- ④ 富津市ケアマネジャー協議会事務局業務
- ⑤ 市の介護・福祉行政の運営に当たって、市がセンターにおいて実施する必要があるものと認める業務

(※2) 関連する主な法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則（平成27年富津市規則第7号）
- ・富津市指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年富津市規則第8号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年3月31日厚生労働省告示第196号）
- ・富津市地域包括支援センター運営方針
- ・富津市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

### 3 委託期間

センターの運営業務に係る委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。ただし、センターの運営業務を受託する法人が介護保険法その他センターの業務に関連する法令等に定められた事項を遵守しないと認められる等、センターの運営に著しい支障が生じる恐れがある場合には、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

### 4 募集圏域

募集するセンターの担当圏域は、次のとおりです。

圏域名	大字名
富津地区	富津、新井、川名、篠部、大堀、青木、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保、二間塚、大堀一丁目、大堀二丁目、大堀三丁目、大堀四丁目、青木一丁目、青木二丁目、青木三丁目、青木四丁目、新富

大佐和地区	小久保、岩瀬、千種新田、西大和田、絹、相野谷、一色、障子谷、上、近藤、八田沼、中、宝竜寺、花香谷、佐貫、亀沢、亀沢中央、亀田、鶴岡、八幡、笹毛
天羽地区	湊、数馬、岩坂、更和、加藤、望井、台原、桜井、桜井総稱鬼泪山、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、横山、相川、梨沢、竹岡、萩生、金谷、上後、関尻、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡

## 5 センターの名称

センターの運営業務を受託する法人が設置するセンターの名称は、次のとおりとします。

圏域名	センターの名称
富津地区	富津市富津地区地域包括支援センター
大佐和地区	富津市大佐和地区地域包括支援センター
天羽地区	富津市天羽地区地域包括支援センター

## 6 高齢者人口

各圏域における高齢者人口は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

圏域名	富津地区	大佐和地区	天羽地区	計
65～74歳人口	2,881人	1,929人	1,756人	6,566人
75歳以上人口	3,890人	2,899人	2,705人	9,494人
計	6,771人	4,828人	4,461人	16,060人

## 7 人員配置

センターに配置する職員は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1名(常勤換算可)

※ これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する業務及び高齢者に関する公衆衛生業務経験が1年以上ある看護師をいいます。

- (2) 社会福祉士 常勤専従1名(常勤換算可)

- (3) 主任介護支援専門員 常勤専従1名(常勤換算可)

- (4) 事務員 常勤専従1名

- (5) (1)から(3)までに掲げる者(以下「基本3職種」という。)のうち、いずれか1名(常勤換算可)。

※ 富津地区のみ適用。ただし、同地区の地域包括支援センターの業務以外の業務との兼

務は認めないものとする。

(6) 指定介護予防支援事業に従事する職員 1名以上の必要数

※1 受託者において1名以上を配置すること。

※2 基本3職種は、業務に支障をきたさない範囲で指定介護予防支援事業で行う業務の兼務を可能としますが、介護予防ケアマネジメントの担当件数は、1人月20件を上限とします。

また、要支援のケアマネジメントを委託した場合に、委託先からの計画書・評価表の点検作業を行うことは、基本3職種も業務可能とします。

(7) 基本3職種（常勤専従者）の中からセンター長を選任すること。

(8) (1)から(6)までに掲げる職員が欠けた場合は、速やかに代替職員を補充すること。

(9) 原則として、センター長は、指定介護予防支援事業所の管理者を兼ねるものとする。

## 8 設置場所、設備等

センターの設置場所、設備等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 担当圏域内の地域住民の利便性に配慮した、分かりやすい場所にセンターを設置すること。

(2) 市民から見て分かりやすい場所に、センターの名称を表示した看板を設置すること。

(3) 専用の電話及びFAXを設置し、並びに専用メールアドレスを取得すること。

(4) 建物及び設備は、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合し、高齢者に十分配慮したものとする。

(5) センターを2階以上の階に設置する場合は、エレベーターを有する建物に設置すること。

(6) 相談業務を実施するため、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けること。ただし、相談室を設置することが困難な場合は、簡易に移動できるパーティションによる設置も可能とするが、その際は、相談者のプライバシーに配慮した形態とすること。

(7) 事務室は、センター内に設置することとし、原則として、職員数に応じた事務机、ケースファイル、書籍等の書類保管庫を配置できるスペース（職員1人当たり概ね4㎡以上）が確保されたものとする。なお、併設のサービス提供事業部門がある場合は、センターの事務スペースとは分離し、書類保管庫も分離することとするが、やむを得ず他のサービス提供事業部門とセンターの事務室が同一となる場合は、遮へい物（高さは概ね150cm）により事務室を隔てること。

(8) 事務室には、受付及び簡易な相談に対応できるように、受付カウンターを設置すること。

(9) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。

(10) 機械警備の設置、施錠できる保管庫の所有等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(11) (1)から(10)までに定める設備その他センターにおいて使用する設備等に関する経費は、受託者が負担することとし、それらに係る契約について富津市は一切関与しないものとする。

## 第2章 応募について

### 1 応募要件

#### (1) 基本事項

次のいずれの項目も満たすものとします。

- ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。  
(※登録されていない場合は3(2)ア参照)
- イ 富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本案件の公告日から契約締結までの間、受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
  - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は手形、小切手を不渡りした者で6ヶ月を経過しない者
  - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 個人又は法人若しくは団体の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### (2) 個別事項

次のいずれの項目も満たすものとします。

- ア 募集圏域内において、令和8年4月1日にセンターを設置できる法人であること。
- イ 富津市内において、指定居宅介護支援サービスを提供し、かつ対象圏域に地域包括支援センター事務所を設置できる社会福祉法人又は医療法人であること。
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等、受託する業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であること。
- エ 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しない法人であること。
- オ 提出書類の受付締切日において、直近3年間の国税及び地方税の滞納がない法人であること。
- カ 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいない法人であること。
- キ 1法人につき1圏域の担当とするため、複数の圏域への応募をしないこと。
- ク 公募説明会に参加している法人であること。

## 2 実施スケジュール

	内容	日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和7年9月18日(木)～令和7年10月10日(金)
	参加表明書受付期限	令和7年10月10日(金)
	選定・非選定通知書の送付	令和7年10月17日(金)
技術提案	質問書の受付期間	令和7年10月3日(金)～令和7年10月20日(月)
	質問書の回答	令和7年10月24日(金)
	技術提案書の受付期間	令和7年10月27日(月)～令和7年11月21日(金)
	プレゼンテーション及び提案採用者決定	令和7年12月8日(月)

## 3 応募方法

### (1) 申請書様式等の配布

#### ア 配布期間

令和7年9月18日(木)から令和7年10月10日(金)まで(土、日曜及び祝日は除く。)

#### イ 配布場所

富津市役所介護福祉課(富津市下飯野2443番地)

申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

### (2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、介護福祉課高齢者支援係に直接持参してください。

#### ア 参加表明書兼参加資格確認申請書(別記第3号様式)

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	提出書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書(原本)	法務局発行
②	印鑑証明書(原本)	法務局発行
③	使用印鑑届兼委任状(別記第1号様式)	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	営業所等一覧(別記第2号様式)	営業所等を有する場合のみ
⑥	国及び地方税に未納がないことの証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署発行)</li> <li>・千葉県税の完納証明書(千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行)</li> <li>・富津市税の納税証明書(富津市内に本店又は営業所等を有する場合)</li> </ul>

		のみ。富津市発行)
--	--	-----------

(3) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）で通知する。

(4) 技術提案書の受付

ア 提出資料

以下の資料を提出すること。

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 法人概要書（様式2）
- ③ 法人役員名簿（様式3）
- ④ 申立書（様式4）
- ⑤ 応募の趣旨（様式5）
- ⑥ 法人が富津市内で提供している介護サービスの概要（様式6）
- ⑦ 地域包括支援センター業務実施計画（様式7）
- ⑧ 地域等との連携及びネットワーク構築の取組（様式8）
- ⑨ 重点的な取組又は独自の取組（様式9）
- ⑩ 職員体制計画書、経歴書（様式10-1～5）
- ⑪ 各配置職員の資格証写し
- ⑫ 職員育成方針等（様式11）
- ⑬ 個人情報保護及び苦情解決体制（様式12）
- ⑭ 公正・中立性の確保方策、連携体制・チームアプローチ（様式13）
- ⑮ 設置予定地の状況（様式14）
- ⑯ 地域包括支援センター収支計画書（様式15）
- ⑰ 定款、寄附行為等
- ⑱ 監査の結果に関する書類（指導監査結果通知書又は監事監査報告書など監査の結果に関する書類の写し）（直近3年分）
- ⑲ 確約書（様式16）
- ⑳ 法人の事業内容等の概要が分かるもの（パンフレット等）

(5) 提出部数

書類の提出部数は、次に掲げるとおりとします。

- ① 正本 1部
- ② 副本（正本の写し） 7部

(6) 提出方法

- ・受付期間内に提出書類一式を介護福祉課高齢者支援係に直接持参してください。

(7) 提出場所

書類の提出場所は、次のとおりとします。



- (2) 場所 富津市役所 4階 401会議室
- (3) 参加人数 1法人3名まで
- (4) 参加申込方法

公募説明会への参加申込みについては、別紙の説明会参加申込書に必要事項を記入し、下記 FAX 又は E-mail で令和7年10月1日（水）正午までに送信してください。申込みの受信を確認後、翌日までに E-mail 等で申込みの受付を行った旨の返信をしますので、届かない場合は、ご連絡ください。

**FAX : 0439-80-1323**

**E-mail : mb016@city.futtsu.chiba.jp**

**(件名は「地域包括支援センター公募説明会参加申込書」としてください。)**

## 5 質問事項

- (1) 応募に関して質問がある場合には、別紙の質問票に記入の上、令和7年10月20日（月）午後5時15分までに下記 FAX 又は E-mail で送付してください（電話、口頭等では受け付けません。）。

**FAX : 0439-80-1323**

**E-mail : mb016@city.futtsu.chiba.jp**

**(件名は「地域包括支援センター運營業務受託法人募集に関する質問票」としてください。)**

- (2) 質問は、項目ごとに質問票を1枚使用し、簡潔に記入してください。また、送信後に必ず介護福祉課高齢者支援係宛てに着信確認の電話をしてください。

## 6 応募の抹消

応募した法人（以下「応募者」という。）が提出書類の受付締切日以降、選考の日までの間に次に掲げるいずれかの場合に該当した場合は、当該応募を抹消し、また、本運營業務の受託候補者となっている場合には、その対象から除外します。

- (1) 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (3) 応募者又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接的又は間接的に富津市職員、富津市介護保険運営協議会の委員等の本件関係者と接触をもった場合

## 第3章 運営経費等について

### 1 地域支援事業

#### (1) 委託料

本運営業務の委託料は、圏域内の高齢者人口、配置職員等に応じて算出した次の額を上限とします。

(年額)

圏域名	富津地区	大佐和地区	天羽地区
上限額(予定)	34,387,000円	27,255,000円	27,815,000円

※ 本事業を初めて受託する法人については、上記の上限額に初年度に限り初年度設備経費として350,000円を加算します。

※ 委託料上限額は9月18日(木)時点での見込み額であるため、10月2日(木)の説明会にて、確定した上限額をお伝えいたします。

#### (2) 委託料の支払い

会計年度(4月1日～翌年3月31日)ごとに受託者からの請求により支払います。支払いは、半期(4月、10月)ごとになります。なお、第1章の7の(1)から(5)に規定する代替職員の補充がされなかった場合には、その代替職員を補充すべき期間のうち補充されなかった期間に応じて、次に掲げるその代替職員を補充すべき原因となった職員相当分の委託料を年度末に返還していただきます。

(センター配置職員に係る年間委託料)

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ① 保健師              | 6,706千円 |
| ② 保健師に準ずる看護師       | 6,506千円 |
| ③ 主任介護支援専門員及び社会福祉士 | 6,567千円 |
| ④ 事務員              | 5,384千円 |
| ⑤ 常勤換算可能な基本3職種     | 6,567千円 |

※ ただし、保健師と保健師に準ずる看護師の双方が配置されている場合の、保健師に準ずる看護師に係る年間委託料は⑤に相当します。

### 2 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援業務については、介護保険法の規定に基づき、介護報酬から介護予防支援費として4,512円/月、初回加算3,063円(令和7年10月現在)が支払われます。

## 第4章 受託候補法人の選考について

### 1 選考について

受託候補法人の選考は、「富津市地域包括支援センター運営業務受託法人選考要綱」に基づき応募者の審査を行い、「富津市地域包括支援センター運営業務受託法人選考基準」（以下「選考基準」という。）に最も適すると認められる法人を受託候補法人として選考します。

### 2 選考方法

選考方法は、書類審査及び提案審査によるものとします。

#### (1) 書類審査

書類審査は、提出された応募書類により、応募要件を満たしているかの審査を行います。

#### (2) 提案審査

提案審査は、書類審査により応募要件を満たしている法人による本運営業務の受託に係るプレゼンテーションを実施します。選考員が選考基準に基づき、審査項目について審査し、応募書類、当該プレゼンテーション、質疑応答内容を総合的に評価します。なお、各選考員の採点の合計が、提案審査の配点合計値（1人200点×選考員の人数＝配点合計値）の6割を最低基準点とし、これを満たさない法人は選考の対象としません。

##### ① 出席者

1法人3名以内とします。ただし、応募法人の職員以外の参加は、認めません。

##### ② 実施時間

1法人30分以内とします（応募書類の説明20分以内、質疑応答10分程度）。なお、資料の配布及び電子機器等の使用は、できません。

##### ③ 提案審査の日時

令和7年12月8日（月）午後1時30分（予定）

※時間等の詳細は、別途文書にて通知します。

### 3 審査項目

審査項目等は、次のとおりとします。

審査項目		
法人に関する事項	法人理念・方針	
	高齢者関連事業実績	
	財務状況	財政基盤
		収支計画
センター運営に関する事項	応募理由（動機）	
	地域の状況把握	
	職員体制	職員確保
		職員の業務経験
		職員資質向上
		チームアプローチ
	設置計画	利便性
		利用者への配慮
		事務室配置
	公平・中立性の確保	
	個人情報保護	
	リスク管理	休業日・夜間・緊急時の対応
		職員不在時の対応
苦情処理		
センター業務実施計画に関する事項（※）	基本方針	
	介護予防ケアマネジメント	
	一般介護予防事業	
	総合相談支援業務	
	権利擁護業務	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
	地域ケア会議の開催（個別会議・推進会議）	
	在宅医療・介護連携推進事業	
	生活支援体制整備事業	
	認知症総合支援事業	
	その他業務	
	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
	重点的又は独自の取り組み	

（※）高得点項目

### 4 選考結果

選考結果は、全ての応募法人に文書にて通知します。なお、選考後又は引継ぎ等の業務が開始された後であっても、応募内容と実際面に重大な乖離があった場合は、選考結果を取り消す場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

## 第5章 その他の留意事項

### 1 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担となります。

### 2 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### 3 業務の引継ぎ

受託候補法人は、令和8年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年度中に必要書類の作成、業務の引継ぎ、研修への参加等、必要な準備を行っていただきます。なお、令和8年3月31日以前に準備等に要した費用は、受託候補法人の負担とします。

### 4 受託候補法人との協議及び契約

富津市は、受託候補法人と協議し、所定の手続きを経て令和8年1月上旬に業務委託契約を締結します。なお、契約までの間に、センターに関する業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該業務委託契約を締結しない場合があります。また、選考後の受託の辞退は、原則として認めません。当該辞退により富津市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

### 5 その他

本公募要項に定めのない事項については、富津市の指示によるものとします。

#### 問合わせ先・事務局

住 所	〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地 富津市健康福祉部介護福祉課 高齢者支援係 担当：西野・宮野
電 話	0439-80-1300（直通）
F A X	0439-80-1323
E-mail	<a href="mailto:mb016@city.futtsu.chiba.jp">mb016@city.futtsu.chiba.jp</a>